

○船員職業安定法施行規則及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(法第二十条に関する事項)            第六条 法第二十条第三項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 小学校のみを卒業した者(中学校、高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は特別支援学校の中学部若しくは高等部の学生又は生徒(次号において「学生生徒」という)を除く。)</p> <p>二 特別支援学校の小学部のみを卒業した者(学生生徒を除く。)</p>	<p>(法第二十条に関する事項)            第六条 法第二十条第三項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 小学校のみを卒業した者(中学校、高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部若しくは高等部の学生又は生徒(次号において「学生生徒」という)を除く。)</p> <p>二 盲学校、聾学校又は養護学校の小学部のみを卒業した者(学生生徒を除く。)</p>

○道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（車枠及び車体） 第十八条（略） 2～6（略） 7 専ら中学校、小学校、<u>特別支援学校</u>、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、告示で定めるところにより、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。</p>	<p>（車枠及び車体） 第十八条（略） 2～6（略） 7 専ら中学校、小学校、<u>盲学校</u>、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、告示で定めるところにより、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。</p>

細目告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(車枠及び車体)                      第22条 (略)                      2～12 (略)                      13 保安基準第18条第7項に基づき、専ら中学校、小学校、<u>特別支援学校</u>、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車(乗車定員11人以上のものに限る。)の車体の前面、後面及び両側面に表示する、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示は、次に定める様式の例によるものとする。                      一～三 (略)                      様式の例 (略)</p>	<p>(車枠及び車体)                      第22条 (略)                      2～12 (略)                      13 保安基準第18条第7項に基づき、専ら中学校、小学校、<u>盲学校、ろう学校、養護学校</u>、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車(乗車定員11人以上のものに限る。)の車体の前面、後面及び両側面に表示する、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示は、次に定める様式の例によるものとする。                      一～三 (略)                      様式の例 (略)</p>
<p>(車枠及び車体)                      第100条 (略)                      2～16 (略)                      17 保安基準第18条第7項に基づき、専ら中学校、小学校、<u>特別支援学校</u>、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車(乗車定員11人以上のものに限る。)の車体の前面、後面及び両側面に表示する、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示は、次に定める様式の例によるものとする。                      一～三 (略)                      様式の例 (略)</p>	<p>(車枠及び車体)                      第100条 (略)                      2～16 (略)                      17 保安基準第18条第7項に基づき、専ら中学校、小学校、<u>盲学校、ろう学校、養護学校</u>、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車(乗車定員11人以上のものに限る。)の車体の前面、後面及び両側面に表示する、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示は、次に定める様式の例によるものとする。                      一～三 (略)                      様式の例 (略)</p>
<p>(速度計等)                      第148条 (略)                      一 (略)                      二 速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。                      イ 平成18年12月31日までに製作された自動車にあっては、自動車の速度計が40km/h(最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度)を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。                      (1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。  <math display="block">10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1</math>                     この場合において、                      V1は、自動車に備える速度計の指示速度(単位km/h)</p>	<p>(速度計等)                      第148条 (略)                      一 (略)                      二 速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、<u>自動車の速度を下回らず、かつ</u>、著しい誤差のないものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。                      イ 平成18年12月31日までに製作された自動車にあっては、自動車の速度計が40km/h(最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度)を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。                      (1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。  <math display="block">10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1</math>                     この場合において、                      V1は、自動車に備える速度計の指示速度(単位km/h)</p>

V<sub>2</sub>は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位km/h）

(2) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100/90) V_1$$

この場合において、

V<sub>1</sub>は、自動車に備える速度計の指示速度（単位km/h）

V<sub>2</sub>は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位km/h）

ロ 平成19年1月1日以降に製作された自動車にあっては、イの規定にかかわらず、自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100/94) V_1$$

この場合において、

V<sub>1</sub>は、自動車に備える速度計の指示速度（単位km/h）

V<sub>2</sub>は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位km/h）

(2) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100/94) V_1$$

この場合において、

V<sub>1</sub>は、自動車に備える速度計の指示速度（単位km/h）

V<sub>2</sub>は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位km/h）

2 (略)

(車枠及び車体)

第178条 (略)

2～12 (略)

13 保安基準第18条第7項に基づき、専ら中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面に表示する、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示は、次に定める様式の例によるものとする。

一～三 (略)

様式の例 (略)

(速度計等)

第226条 (略)

一 (略)

二 速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないもので

V<sub>1</sub>は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位km/h）

(2) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100/90) V_1$$

この場合において、

V<sub>1</sub>は、自動車に備える速度計の指示速度（単位km/h）

V<sub>2</sub>は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位km/h）

ロ 平成19年1月1日以降に製作された自動車にあっては、イの規定にかかわらず、自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V<sub>1</sub>は、自動車に備える速度計の指示速度（単位km/h）

V<sub>2</sub>は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位km/h）

(2) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V<sub>1</sub>は、自動車に備える速度計の指示速度（単位km/h）

V<sub>2</sub>は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位km/h）

2 (略)

(車枠及び車体)

第178条 (略)

2～12 (略)

13 保安基準第18条第7項に基づき、専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面に表示する、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示は、次に定める様式の例によるものとする。

一～三 (略)

様式の例 (略)

(速度計等)

第226条 (略)

一 (略)

二 速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、

あること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ (略)

ロ 平成19年1月1日以降に製作された自動車にあっては、イの規定にかかわらず、自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V1-6) / 11 \leq V2 \leq (100/94) V1$$

この場合において、

V1は、自動車に備える速度計の指示速度（単位km/h）

V2は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位km/h）

(2) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V1-8) / 11 \leq V2 \leq (100/94) V1$$

この場合において、

V1は、自動車に備える速度計の指示速度（単位km/h）

V2は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位km/h）

2 (略)

かつ、著しい誤差のないものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ (略)

ロ 平成19年1月1日以降に製作された自動車にあっては、イの規定にかかわらず、自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V1-6) / 11 \leq V2 \leq V1$$

この場合において、

V1は、自動車に備える速度計の指示速度（単位km/h）

V2は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位km/h）

(2) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V1-8) / 11 \leq V2 \leq V1$$

この場合において、

V1は、自動車に備える速度計の指示速度（単位km/h）

V2は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位km/h）

2 (略)